

住民票交付委託窓口の終了について

住民票交付業務委託要綱（昭和51年4月1日区長決定）に基づき、夜間・休日の住民票交付を行い区民の利便性の向上ために実施されてきた住民票交付委託窓口は、夜間・休日開庁やコンビニ交付の実施により、当初の目的は達成されていることから、平成30年度をもって、委託窓口を終了する。

1 委託窓口の現状

夜間・休日に住民票の交付を希望する方が、委託窓口を担当する区民事務所へ電話で住民票の交付を申請し、指定された委託窓口で住民票を受け取るもの。

(1) 設置場所

- ・区立施設 地域センター等 10 か所
- ・民間事業者 3 か所 計 13 か所

(2) 交付実績

平成29年度実績 688件 （有料住民票の 0.24%）
（平成29年度有料住民票発行件数 281,128件）

2 窓口終了の理由

事業開始当初とは社会環境が大きく変化し、平成14年3月から夜間開庁、平成17年4月からは休日開庁の実施、平成28年1月からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、税関係証明書の取得が可能となり、発行件数が有料住民票全体の1%に満たない状況になったことから、当初の目的は達成されたため、委託窓口を終了する。

3 今後の対応

平成31年度からは、電話予約による住民票の交付窓口は、区役所夜間窓口1か所のみとして、夜間休日の住民票交付を実施することとし、実施要綱等を改めて整備する。

委託窓口利用者に対しては、マイナンバーカードにより、コンビニエンスストアでは、区役所窓口で住民票の交付を受けるよりも100円安く、住民票、印鑑登録証明書等の取得が可能であることを周知し、マイナンバーカードの取得を推奨していく。